

議案第20号

葛飾区立児童遊園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年 2月18日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

宝町中児童遊園を廃止するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立児童遊園条例の一部を改正する条例

葛飾区立児童遊園条例（昭和31年葛飾区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表柴原児童遊園の項中「〃 金町一丁目10番19号」を「〃 金町一丁目10番5号」に改め、同表新道口児童遊園の項中「〃 白鳥四丁目20番1号」を「〃 白鳥四丁目19番10号」に改め、同表みどり児童遊園の項中「〃 白鳥一丁目3番3号」を「〃 白鳥一丁目4番20号」に改め、同表小菅西児童遊園の項中「〃 小菅一丁目11番14号」を「〃 小菅一丁目8番9号」に改め、同表宝町中児童遊園の項を削る。

付 則

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。ただし、別表柴原児童遊園の項、同表新道口児童遊園の項、同表みどり児童遊園の項及び同表小菅西児童遊園の項の改正規定は、公布の日から施行する。